

# 知事意見

## 「堤ヶ岡飛行場跡地土地区画整理事業環境影響評価方法書」に対する意見について

令和8年4月24日

### 1 大気環境

- (1) 方法書189ページ表4.3-2「選定しない環境影響評価項目及びその理由」について、選定しない理由を示す文章が難解となっているため、理解しやすい文章とすること。また、CO（一酸化炭素）を選定しない理由として「空気中の一酸化炭素濃度の変化による影響は小さいと考えられることから、評価項目として選定しない。」とあるが、今回の環境影響要因において、一酸化炭素濃度の変化による影響が小さいことが分かる根拠等を示すか、又はそのように考えられる理由等を示すこと。
- (2) 供用後における環境変化の基礎資料として現状を把握するため、微小粒子状物質（PM2.5）の現況調査の実施について検討すること。
- (3) 方法書184ページ表4.2-1(1)「環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表」の「大気環境-振動・騒音」について、事業区域の周辺に住宅が近接するほか、近隣に学校が立地しているため、造成工事等において、できる限り騒音・振動の発生を低減させるような対策を講じること。
- (4) 方法書184ページ表4.2-1(1)「環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表」の「低周波音」について、施設の供用による影響として選定されているが、資材搬入の大型ダンプが複数台連なった際などに低周波音が発生しやすいため、工事による影響についても対象とするよう検討すること。また、建物規模の拡大に伴い超低周波音や振動が発生・伝搬しやすいことから、工場誘致エリアの都市設計においては環境公害の生じにくい業種を優先するとともに、住宅地は可能な限り距離を確保することが望ましいが、やむを得ず共存させる場合には、想定する業種・企業を明確にした上で、住宅地への影響が最小となる区画配置を検討するとともに、想定する業種・企業に応じた予測を実施することで、供用後も見据えた適切な対策を検討すること。
- (5) 方法書222ページ図5.3-1「騒音・交通量調査地点（現地調査）」に示された騒音振動・騒音・低周波音の調査地点について、工場設立前の低周波に対する暗騒音を把握し、工場設立後の変化を評価できるため、イオンモール高崎付近の交差点を1点追加すること。
- (6) 低周波音の発生源は低周波騒音計だけでは特定できないため、加速度計を用いて振動計測を行うこと。その際には、G特性だけでなくフィルターなしの暗騒音データを取得すること。データを取得しておくことで、供用後に問題が発生した場合には比較・説明に活用することができる。
- (7) 方法書10ページの表2.4-2「発生集中交通量の推計結果（ピーク時間）」の予測にあたっては、計画人口または延べ床面積を用いて算出が可能であることから、国土交通省「大規模開発地区関連交通計画マニュアル」の活用を検討すること。また、方向別交通量については、パーソントリップ調査を調査手法として検討すること。
- (8) 方法書11ページ図2.4-3「交通動線計画」について、自動車交通量の制御方法について検討している範囲で示すこと。また、公共交通の活用方法について示すこと。
- (9) 方法書15ページ図2.5-1「資材等の運搬車両の主要な走行経路（工事中）」について、方向別に搬出入の出入り口を示すこと。
- (10) 方法書145ページ表3.3-13(1)「事業区域周辺の交通量（平日）」について、イオンモール高崎に近接する地区であるため、休日の交通量も示すとともに、平日、休日における開発交通量が周辺地

区、広域ネットワーク（自動車、公共交通、歩行者・自転車）に及ぼす影響を検証すること。

- (11) 方法書205ページ表5.4-1「調査の方法（振動）」の交通量について、イオンモール高崎が近接する地区のため、休日の調査も検討すること。また、休日は変動が大きいため、複数日の調査を検討すること。

## 2 水環境

- (1) 方法書43ページ図3.2-4「水象の状況及び水質調査地点位置図」について、正観寺川や井野川へ排水する計画となっているが、正観寺川では、現状でも土砂の流入に苦慮している状況であるため、流入を減少させる対策を検討し、影響を最小限にすること。また、下流域では農業用水としても利用されているため、放流する排水の水質について、環境基準を満たすよう厳格な管理をすること。なお、開発地区からの排水が農業用排水路を経由する場合は、農業用排水路の所有者及び管理者の許可が必要となるため、関係者との協議をすること。
- (2) 方法書58～61ページ「2）災害履歴」について、災害履歴を地盤環境に限定して土砂災害を記載しているが、高崎市と前橋市のハザードマップによると事業地周辺に洪水浸水想定域があるため、風水害についても記載すること。
- (3) 方法書186ページ表4.3-1（1）「選定した環境影響評価項目及びその理由」のpHについて、環境影響要因は「工事」と記載があるが、方法書184ページ表4.2-1（1）「環境影響要因と調査・予測・評価の項目との関連表」や方法書215ページ表5.6-2（2）「予測・評価の方法（供用：水質）」では、「供用」についても対象としているため、整合を取り、供用も追加すること。
- (4) 計画地が、高崎市の水道事業の給水区域に含まれていること、近隣に群馬県用水供給事業の送水管が敷設されていること、近隣にイオンモール高崎専用水道の給水区域があることから、造成等で高崎市の水道施設及び群馬県用水供給事業の水道施設並びにイオンモール高崎専用水道の水道施設への影響が生じないように、高崎市水道局及び群馬県企業局並びにイオンモール株式会社と協議を行うこと。
- (5) 水田地域の開発となるため、既存用排水施設及び耕作道（農道）等の撤去により、隣接する農地及び営農への影響が懸念されるため、地区内の既存用排水施設及び耕作道（農道）等を適切に切り回し、隣接及び下流域における営農に影響が生じないように対応すること。特に用水については、既存の用水量、角落とし等の水管理に支障が出ないように十分に管理者と調整を図り、切り回しの計画をすること。
- (6) イオンモール高崎の東側に湧水地帯があり、その湧水を水田に使用している可能性があるため、開発に伴い、湧水の使用に支障が出ないように高崎市担当部署と協議をすること。
- (7) 造成に伴い雨水流出量が増加すると考えられることから、排水先の河川への負担が生じないように必要な流出増対策について河川管理者と協議の上、決定すること。
- (8) 既存用排水施設及び耕作道（農道）等の撤去を行う際は、施設の所有者及び管理者の許可が必要となるため、関係者との協議をすること。

## 3 地盤環境

- (1) 方法書14ページ表2.5-2「造成土工量」について、「盛土量」－「切土量」の土量の算出値、輸送方法を示すこと。
- (2) 方法書58～61ページ「2）災害履歴」について、市町村ごとに記載形式が統一されておらず、同

一災害の重複記載や対象範囲が不明確な記述が見受けられる。災害履歴については、出典及び対象範囲を明確にした上で、整理・集約した分かりやすい記載とすること。また、榛名山及び浅間山に係る火山災害について、高崎市においても火山噴出物による影響が確認されているが、前橋市に関する記載に偏っているため、地域間で偏りのないよう、必要な情報を適切に追加すること。

- (3) 方法書62～67ページ、173ページ、226ページ等の土壤汚染・ダイオキシン類に関する事項について、それぞれ所管の前橋市環境政策課又は高崎市環境政策課に確認すること。
- (4) 方法書65ページ表3.2-40(2)「土壤汚染対策法に基づく区域指定状況（形質変更時届出区域）」における出典：「土壤汚染対策法に基づく区域指定状況（令和7年10月更新、高崎市HP）」について、令和7年10月以降更新されているため、確認・修正をすること。
- (5) 計画予定地付近に「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づく砂防指定地、「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」に基づく地すべり防止区域、「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定の有無が確認できないため、明示すること。
- (6) 開発により土砂災害が発生しないよう土砂災害防止に配慮すること。また、開発に伴い、傾斜度30°以上かつ高さが5m以上の斜面が発生した場合は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）」に基づく土砂災害警戒区域等に該当し、後に法指定される場合があるため、留意すること。

## 4 生物環境

- (1) 群馬県や高崎市のネイチャーポジティブの方針や上位計画・マスタープランとの整合性を踏まえ、サステナビリティや環境価値の観点から本開発の価値を示せるように検討すること。
- (2) 緑地は、本地域に生息する動植物の生息場所としても重要であるとともに、騒音や低周波音の低減効果や景観面における良好な環境の創出にもつながるため、計画地全体における緑地面積の向上、樹木や雨水排水開渠等を配置した緑地帯の設置、並びに産業系用地と住宅系用地の間への余裕のある緑地帯の設置を検討すること。また、緑化に使用する植物等は、当該計画地の植生等の特徴に準じたものとするよう努めること。
- (3) 方法書8ページ「(2) 公園・緑地の計画方針」の「身近に自然と触れ合い、五感で体感できるよう、公園と事業区域沿いの緩衝帯（バッファゾーン）及び特殊道路をつなぐ緑のネットワークを配置し」の記載及び方法書9ページ「③緑地」の「宅地としての利用に至らない箇所においては、それらを緑化し緑地として有効利用を図る。また、既存住宅地に隣接する部分には、緩衝帯（バッファゾーン）として効果的に緑地を配置する。」の記載に対し、方法書7ページ図2.4-1「土地利用計画」では、その配置や連続性が分かりにくいいため、具体的に記載すること。
- (4) 方法書50ページ表3.2-33「注目すべき種一覧（水生生物：大型水生植物）」方法書83～84ページ表3.2-47(6)「注目すべき種一覧（植物）」、方法書資料-1～2ページ資料表1「既存資料による確認種一覧（大型水生植物）」、方法書資料-17ページ資料表4(12)「既存資料による確認種一覧（植物）」について、学名・配列等については出典を明記した上で、できる限り新しいものに準拠すること。
- (5) 方法書50ページ表3.2-33「注目すべき種一覧（水生生物：大型水生植物）」方法書77～83ページ表3.2-47(1)～(6)「注目すべき種一覧（植物）」について、必ず学名を記載すること。また、動物にかかわる目録についても同様にすること。
- (6) 本方法書に示されている「○種」という数値が、亜種・変種・品種・雑種等の種内分類群を含ん

だものになっており、厳密な意味での種数とは一致しないため、「○種○亜種○変種○品種」などと記載するか、種内分類群を含むことが分かる注記を本文中に明記すること。

- (7) 方法書219ページ表5.8-1「調査の方法（水生生物）」の大型水生植物の調査方法及び方法書229ページ表5.14-1（1）「調査の方法（植物）」の調査方法について、目視確認では現地で確実な同定ができない種も多いため、必要に応じて最小限の標本を採取して同定すること。
- (8) 方法書229ページ表5.14-1（1）「調査の方法（植物）」について、植物群落は地形や立地に合わせて広がるため、植生調査では群落の範囲に合わせて、専門家の目で判断し、適切な面積で調査をすること。
- (9) 方法書229ページ表5.14-1（1）「調査の方法（植物）」の「調査期間・頻度」について、1季（秋）とするとあるが、9月前半までの調査実施を検討すること。なお、水田部分の植生調査については、イネクラスの水田雑草群落は水田の管理に対応して種組成が変わるため、植生調査以前に実施する植物相調査において注目種が確認された場所を含めて調査すること。
- (10) 方法書232ページ表5.15-1（1）「調査の方法（動物）」について、鳥類の調査は4季（春、夏、秋、冬）とされているが、本計画地が渡り鳥の中継地となっている地域にあたるため、秋季の調査については、渡りの時期にあたる9月に、水田を対象とした調査を実施すること。
- (11) 計画地周辺は、周辺に唯一残された水田生態系のものであることを踏まえ、現存する生態系の調査を実施した上で、調整池や周辺緑地の設計において、現存する生態系の破壊をできるだけ回避し、代替できる方法を検討すること。
- (12) 希少野生動物について、計画区域及びその周辺において、希少野生動物（カヤネズミ、オオタカ、フクロウ）の確認情報があるため、開発の際には事前に生息状況調査を実施し、生息を確認した場合は、専門家の意見を聴取し、営巣地や採餌地の保全など保護対策を実施すること。なお、希少野生動植物の生息・生育情報については、盗掘や密猟・違法捕獲を招くおそれがあるため、取り扱いには十分注意すること。

## 5 人と自然との触れ合い

- (1) 方法書17ページ「(7) 自然との触れ合いの場1) 工事（資材等の運搬、重機の稼働）による触れ合い活動の場への影響」について、「触れ合い活動の場」の位置を示すこと。
- (2) 方法書71ページ図3.2-9「現存植生図」、方法書106ページ図3.2-13「環境類型区分図」及び方法書120ページ図3.2-19「埋蔵文化財の状況」について、計画地西側のエリアが現況とかなり異なっているため、問題ないか確認すること。
- (3) 周辺に存在する保渡田古墳群や上野国分寺跡といった文化財、そこで開催される地域行事、赤城山や榛名山を望む景観の相互のつながりを供用後も意識できるような土地利用を検討すること。
- (4) 方法書116ページ「2) 指定文化財の状況」について、市町村指定の重要文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財についても記載すること。
- (5) 方法書239ページ表5.17-1「調査の方法（景観）」について、調査においては高崎市景観計画についても確認をすること。また、事業実施にあたり、高崎市景観条例（平成5年3月25日条例第20号）に基づく届出が必要な場合があるため、届出対象行為の要否を確認し、必要な場合は高崎市都市計画課景観室に提出を行うこと。
- (6) 方法書241ページ表5.17-2「予測・評価の方法（存在：景観）」のフォトモンタージュについて、できる限り具体的に示すこと。また、その際には景観に係る予測・評価の方法について、想定する地

区計画によるコントロールを考慮すること。

- (7) 計画地には周知の埋蔵文化財包蔵地が複数存在するほか、未周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性もあるため、予め高崎市文化財保護課に計画地内の埋蔵文化財の状況を確認するとともに、方法書245ページ「5.19文化財」に記載された方法や必要に応じた試掘調査を実施することにより、的確な遺跡の把握に努めること。
- (8) 埋蔵文化財の取扱いについて、群馬県文化財保護課及び高崎市文化財保護課と詳細な協議を行うためには工事内容及び実施方法との照合が不可欠であるため、切土・盛土工事（土工、道路工、排水工、調整池工）について、平面図および断面図を記載すること。

## 6 環境への負荷

- (1) 方法書121～122ページ「3.2.6環境への負荷（1）廃棄物等」の記載されている内容（事前調査結果）について、家庭ごみを含むデータとなっているため、調査・予測・評価の手法に応じて事業系廃棄物（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）に関する既存資料を確認すること。
- (2) 方法書177～181ページ「3.4.2その他環境保全に係る事項」について、高崎市策定の「たかさき環境白書」を廃棄物減量の取組状況を参考にすること。
- (3) 方法書188ページ表4.3-1(3)「選定した環境影響評価項目及びその理由」の「廃棄物等／廃棄物」について、「選定した理由」欄に廃棄物が発生する旨が記載されているが、産業廃棄物と一般廃棄物の両区分を調査・予測・評価するのかどうか明示すること。
- (4) 方法書246ページ「5.20廃棄物等（廃棄物） 5.20.1予測・評価の方法」について、産業廃棄物と一般廃棄物の両区分を予測・評価するのかどうか明示すること。
- (5) 方法書247ページ表5.21-1（1）「予測・評価の方法（工事：温室効果ガス等）」及び表5.21-1（2）「予測・評価の方法（供用：温室効果ガス等）」については、実行可能な範囲での回避・低減の評価にとどまらず、群馬県、前橋市、高崎市それぞれが策定している「地球温暖化対策実行計画」に掲げる施策及び削減目標に対し、本事業がどの程度貢献または影響するかを確認できるよう、評価手法を検討すること。

## 7 その他

- (1) 方法書6ページ表2.4-1「土地利用計画」について、住居系用地の計画人口を示すこと。
- (2) 方法書7ページ図2.4-1「土地利用計画」について、「エリアマネジメント用地」の計画内容、事業実施区域、事業実施区域内の街路、道路の幅員構成を示すこと。
- (3) 方法書183ページ表4.1-1「本事業の実施に伴う環境影響評価要因」の「供用による影響」について、「面整備後の進出企業は研究・開発企業を想定しており、有害物質の使用は想定していない。」と記載されているが、有害物質の使用を想定しなくてよいと整理された根拠、条件に適合しているのであれば、その内容を可能な範囲で具体的に記載すること。